

改正

平成18年3月31日要綱第37号
平成18年9月13日要綱第203号
平成19年3月30日要綱第38号
平成20年3月25日要綱第20号
平成21年3月24日要綱第23号
平成22年3月31日要綱第63号
平成24年3月30日要綱第18号
平成24年3月30日要綱第48号
平成25年3月29日要綱第40号
平成29年2月16日要綱第14号
平成30年3月30日要綱第46号
令和3年3月31日要綱第46号
令和5年3月20日要綱第26号

調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱

第1 設置

関係部署及び関係機関が連携し、健康づくりに関する情報の共有や現状認識を行うとともに、健康知識を深め健康意識の高揚を図ることにより、調布市民健康づくりプラン（以下「プラン」という。）で掲げる基本目標を達成し、もって市民の健康増進に寄与するため、調布市民健康づくりプラン推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

第2 所掌事項

連絡会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) プラン推進のための各部署及び関係機関の連携に関すること。
- (2) プランを推進していると市長が認める団体への情報提供等の協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第3 構成

連絡会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「メンバー」という。）24人以内をもって構成する。

- (1) 社会福祉法人調布市社会福祉協議会職員 1人
- (2) 社会福祉法人調布市社会福祉事業団職員で調布市子ども家庭支援センターすこやかに勤務するもの 1人
- (3) 公益社団法人調布市スポーツ協会職員 1人
- (4) 行政経営部企画経営課職員 1人
- (5) 行政経営部広報課職員 1人
- (6) 生活文化スポーツ部文化生涯学習課職員 1人
- (7) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課職員 1人
- (8) 子ども生活部保育課職員 1人
- (9) 子ども生活部子ども家庭課職員 1人
- (10) 子ども生活部児童青少年課職員 1人
- (11) 福祉健康部福祉総務課職員 1人
- (12) 福祉健康部高齢者支援室職員で高齢者福祉を担当するもの 1人
- (13) 福祉健康部障害福祉課職員 1人
- (14) 福祉健康部健康推進課職員 1人
- (15) 福祉健康部保険年金課職員 1人
- (16) 環境部環境政策課職員で生活環境を担当するもの 1人
- (17) 教育部学務課職員 1人
- (18) 調布市東部公民館長の指定する職員 1人
- (19) 調布市立小学校に勤務する養護教諭 1人
- (20) 調布市立中学校に勤務する養護教諭 1人
- (21) 前各号に掲げる者のほか、福祉健康部長が必要と認める者

第4 任期

メンバーの任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 リーダー及びサブリーダー

連絡会にリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーはメンバーが互選し、サブリーダーはリーダーが指名する。
- 3 リーダーは、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

会議は、リーダーが招集する。

第7 部会

第2に規定する所掌事項に関する特定の事項を検討するため、必要に応じ、連絡会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、リーダーが指名するメンバー（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会にチーフを置く。
- 4 チーフは、部会員のうちから、リーダーが指名する。
- 5 チーフは、部務を掌理し、部会の経過及び結果を連絡会に報告する。
- 6 部会は、チーフが招集する。
- 7 チーフは、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 意見の聴取

リーダーは、連絡会の運営上必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9 庶務

連絡会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月14日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第37号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月13日要綱第203号）

この要綱は、平成18年9月14日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱第38号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日要綱第20号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日要綱第23号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日要綱第63号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第18号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第48号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第40号）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市民健康づくりプラン推進連絡会要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4の規定にかかわらず、改正後の要綱第3の規定により、この要綱の施行の日から平成27年3月30日までの間に市長が依頼し、又は任命したメンバーの任期は、同月31日までとする。

附 則（平成29年2月16日要綱第14号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日要綱第46号）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日要綱第26号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。